### 修士論文 2022年度(令和4年度)

個別文脈依存蓄積差分確認方式による利用規約読解時間の短縮

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 渡邉 聡紀

#### 修士論文要旨 - 2022年度(令和4年度)

#### 個別文脈依存蓄積差分確認方式による利用規約読解時間の短縮

インターネット利用者は年々増加しており、それに伴いインターネット上で提供されるサービスも増加している。インターネット上で提供されるサービスを利用するためにはほとんどの場合利用開始前に利用規約への同意をする必要がある。しかし、利用規約はあまり読まれていない問題があり、そのためにトラブルが発生する可能性がある。本研究では、利用規約を読むために必要する時間を減らし、かつ、問題のある条項を発見するための手法として、同意した利用規約を記録していき、新たに利用規約を読む時に読んだことのある条文と同じ意味の文を抽出してそれ以外を注目するようにする手法を提案する。これにより、個人個人に合わせた形での利用規約の読解支援を提供でき、より利用しやすいインターネット環境を作り出すことができる。

#### キーワード:

1. 利用規約, 2. 法的文書, 3. 自然言語処理, 4. 読解支援

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 渡邉 聡紀 Abstract of Masters's Thesis - Academic Year 20xx

Reduction of reading time of Terms of Service by individual contextdependent accumulated difference confirmation method

The number of Internet users is increasing every year, and the number of services offered on the Internet is also increasing accordingly. In most cases, it is necessary to agree to the Terms of Service before using a service offered on the Internet. However, there is a problem that the Terms of Service are not read very often, which can cause problems. In this study, as a method to reduce the time required to read the Terms of Service and to discover problematic clauses, we propose a method to record the Terms of Service that have been agreed to, so that when reading new Terms of Service, we can extract clauses that have the same meaning as those we have read before and focus on the rest of them. This can provide assistance in reading the Terms of Service in a form that is tailored to each individual and create a more user-friendly Internet environment.

Keywords:

1. Terms of Service, 2. Legal Document, 3. NLP, 4. Reading Support

Keio University Graduate School of Media and Governance Watanabe Satoki

## 目次

第1章 1.1		<b>1</b>
1.2	本論文の構成	1
<b>第2章</b> 2.1	利用規約の法的根拠 2.1.1 法的根拠 2.1.2 個人情報保護法 2.1.3 定型約款 2.1.4 消費者契約法 2.1.5 同意に関する規定 2.1.6 利用者の意識 (問題の方かも)	2 2 3 3 3 3 3 3
第3章	問題	4
<b>第4章</b> 4.1	<b>仮説 (提案手法)</b> 概要	<b>5</b>
<b>第5章</b> 5.1		<b>6</b>
<b>第6章</b> 6.1	<b>議論</b> 評価内容	<b>7</b>
第7章	関連研究	8
第8章 8.1 8.2	本研究のまとめ	9 9

# 図目次

# 表目次

### 第1章 序論

本章では本研究の背景、課題及び手法を提示し、本研究の概要を示す.

#### 1.1 はじめに

慶應義塾大学 SFC では、卒業要件として卒業論文の執筆が必要とされている.近年、多くの学生が提出間近になってから卒論を執筆することが多くなっている.そうした学生の多くは、残留を繰り返し、魔剤を飲みながらデスレースを実施することとなる.

その中でも、 $\LaTeX$  の理解は執筆において不可欠であり避けられない. しかしながら、多くの学生は WIP/TERM で予稿の執筆を怠り、いざ執筆を始めようとしても  $\LaTeX$  思知を対象では、 用いて論文を執筆することが難しい.

そこで、本研究ではRGの学生に向けて心優しい博士課程として、RGの卒業論文のスタイルに合った形であると言われているテンプレートを整理し、提供する。本テンプレートでは、基本的な章立ての中で、LATEXの使い方を概説し、このクソみたいな文章を削除し、卒業論文を執筆するにあたって基本的な記法を理解できることを期待する。

なお、Bitcoin は関係ない.

### 1.2 本論文の構成

本論文における以降の構成は次の通りである.

### 第2章 背景

本章では本研究の背景について述べる。

#### 2.1 利用規約の法的根拠

本節では、利用規約について法的な立場の整理を行い、その重要性について論じる。

#### 2.1.1 法的根拠

「利用規約」という用語は法令用語ではなく、法的には約款の一種であると考えられる [1]。2020年4月1日以前の民法には利用規約に関する規定は設定されていなかった。当時は当事者間において約款により個別に契約が結ばれていると解釈をなされていたが、これらは事業者が一方的に作成したものであり、利用者が条項の内容を認識していないということが多い。本来、両者の認識のもと合意に基づいて契約がなされるという前提により法的拘束力があるとみなされるべきである。しかし、実態として条項の内容を認識していない利用者に個別の契約交渉をさせるということは困難であるが、一方で定型的な内容が想定される契約類型においては約款の法的拘束力を認めないと、円滑な取引を阻害させることになる。また、約款に含まれる条項が契約内容になることが争われた裁判では個別のケースごとに判断が分かれるなど透明性にも課題があった [2]。

これらの要請をもとに、2020年4月1日に民法の改正が行われた[3]。これにより、利用規約のような不特定多数と契約を執り行うような約款を「定型約款」として定義された。定型約款として

- 2.1.2 個人情報保護法
- 2.1.3 定型約款
- 2.1.4 消費者契約法
- 2.1.5 同意に関する規定
- 2.1.6 利用者の意識(問題の方かも)
- 2.1.7 関連

## 第3章 問題

問題

# 第4章 仮説(提案手法)

本章では提案手法について述べる.

### 4.1 概要

## 第5章 実験

本章では提案手法の実装について述べる.

### 5.1 概要

# 第6章 議論

本章では、提案システムの評価について述べる.

### 6.1 評価内容

### 第7章 関連研究

本章では、本研究の関連研究を示す.

# 第8章 結論

本章では、本研究のまとめと今後の課題を示す.

- 8.1 本研究のまとめ
- 8.2 本研究の課題

### 参考文献

- [1] 板倉 陽一郎. 個人情報の取扱いに関する利用規約上の定めに関する考察. **研究報告電子化知的財産・社会基盤** (*EIP*), 2013-EIP-62(4):1-6, November 2013.
- [2] 橋本 阿友子. 民法改正による新制度(第1回) 定型約款 j-net21[中小企業ビジネス支援サイト], 2021. Accessed: 2022-10-25.
- [3] 民法の一部を改正する法律(債権法改正)について. https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\_001070000.html, 2020. Accessed: 2022-10-26.